

## 評議員・理事・監事の報酬・費用弁償支給に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、社会福祉法人竹山愛育会（以下「本会」という。）の評議員・理事・監事（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償の支給に関して、必要な事項を定めるものである。なお、本会の職員を兼務する役員等については本規則の適用外とし、報酬・費用弁償は支給しない。

### (報酬)

第2条 定款第21条に規定する理事・監事に対する報酬総額は、年額80万円以内とする。

2. 役員等には、一人当たり年額として下記の報酬を支給する。

- |                 |          |
|-----------------|----------|
| (1) 理事長         | 360,000円 |
| (2) 評議員         | 18,000円  |
| (3) 理事（理事長を除く）  | 30,000円  |
| (4) 代表監事        | 39,000円  |
| (5) 監事（代表監事を除く） | 36,000円  |

3. 報酬の支払いは、理事長には各月末毎に30,000円を、理事長を除く他の役員等には、各年度末での一括払いを原則とする。なお、対象期間が12ヶ月に満たない場合は、その対象月数で案分する。

### (費用弁償)

第3条 役員等には、下記の費用弁償を支給する。

- (1) 理事長には、本会及びこども園に於ける日常的な業務執行の費用弁償として、月額旅費5,000円を支給する。
- (2) 役員等（理事長を除く）が、本会及びこども園の要請を受けて、会議・行事等に出席した場合、費用弁償として1回につき旅費1,000円を支給する。支払いは、前条第3項を準用して支払う。
- (3) 役員等が、本会及びこども園の用務のため出張したときは、別に定める旅費支給規則を準用して、必要経費を支給する。

### (改正)

第4条 この規則の改正は、評議員会が行なう。

### (附則)

1. この規則は、平成29年6月22日から施行する。なお、本規則の施行を以って、従前の「役員等の費用弁償・報酬に関する規則」は廃止する。
2. この規則は、平成30年4月19日に一部改正し、平成29年6月22日から遡及施行する（報酬支払日の変更）。